

(処分の通知)  
 第四条 国土交通大臣は、第一条の規定による関係公安委員会の意見の提出があつた認定申請について、法第十四条第三項、第二十一一条第三項又は第三十条第三項の規定による認定に関する处分を行つたときは、遅滞なく、当該処分の内容を当該関係公安委員会に通知するものとする。

○総務省令第二百十三号  
 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百一号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成十九年九月二十六日  
 公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令

(公職選挙郵便規則の一部改正)  
 第一条 公職選挙郵便規則(昭和二十五年郵政省令第四号)の一部を次のように改正する。  
 本則中(第二条及び第八条を除く)「公社」を「会社」、「郵便局」を「会社の営業所」に改める。  
 第二条 公職選挙郵便規則(昭和二十五年郵政省令第四号)の一部を次のように改正する。  
 本則中(第二条及び第八条を除く)「公社」を「会社」、「郵便局」を「会社の営業所」に改める。  
 第二条第一項中「及び郵便局」を「及び郵便事業株式会社(以下「会社」という。)の営業所」に、「日本郵政公社(以下「公社」という。)」を「会社」に、「郵便局」を「会社の営業所」に改め、同条第二項及び第三項中「郵便局名」を「会社の営業所の名称」に改める。  
 第八条中「取り扱う郵便局」を「取り扱う会社の営業所」に、「公社」を「会社」に改め、指定したの下に「会社の営業所若しくは」を加える。  
 (収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令の一部改正)  
 第二条 収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令(平成十五年総務省令第六十九号)の一部を次のように改正する。  
 本則中(第一條第一項を除く)「公社總裁」を「会社の代表者」に改める。  
 第一条第一項中「日本郵政公社總裁」を「郵便事業株式会社の代表者」に、「以下「公社總裁」を「以下「会社の代表者」に改める。  
 第五条 第五条第一項中「第五条第一項」を「第四条第二項」に、「公社から」を「余社から」、「郵政窓口業務の委託等に関する法律第八条」に、「委託事務」を「再委託業務」に改める。  
 (登記印紙の売りさばきに関する省令の一部改正)  
 第五条 登記印紙の売りさばきに関する省令(平成十五年総務省令第七十一号)の一部を次のように改正する。  
 本則中(第一條第一項を除く)「公社總裁」を「会社の代表者」に改める。  
 第一条第一項中「日本郵政公社總裁」を「郵便事業株式会社の代表者」に、「以下「公社總裁」を「以下「会社の代表者」に改める。  
 第五条 第五条第一項中「第五条第一項」を「第四条第二項」に、「公社から」を「余社から」、「郵政窓口業務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百三十二号)第三条第一項」を「郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百三十二号)第五条第一項」に改め、「第十二条」の下に「第二項」を加える。  
 第七条 第三項中「郵便局」を「会社の営業所又は郵便局(郵便局株式会社法(平成十七年法律第二百三十二号)第二条第二項に規定する郵便局をいい。)」「郵政窓口業務の委託に関する法律第七条」を郵便窓口業務の委託等に関する法律第八条に、「委託事務」を「再委託業務」に改める。  
 (郵便法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)  
 第六条 郵便法施行規則の一部を改正する省令(平成十九年総務省令第二十二号)の一部を次のように改正する。  
 附則第一条に次のとおり改正する。  
 附則第三条の規定は、公布の日から施行する。  
 ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。  
 下「新郵便法施行規則」という。」を加える。  
 附則第三条中「第十八条」を「新郵便法施行規則別記様式」に改める。

第六条 郵便法施行規則の一部を改正する省令(平成十九年総務省令第二十二号)の一部を次のように改正する。  
 附則第三条の次に次の二条を加える。  
 第四条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十四条の規定による改正前の郵便法第七十五条の二第四項に規定する収支の公表は、従前の例により、会社が行う。  
 前項の公表については、この省令による改正前の郵便法施行規則(以下この項において「旧規則」という。)第十九条並びに廃止前の日本郵政公社法施行規則(平成十五年総務省令第四号。以下この項において「旧公社法施行規則」という。)第四十一条各号別記以外の部分及び同条第四号並びに第四十四条は、なほその効力を有する。この場合において、旧規則第十九条中「法第七十五条の二」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律等の整備に関する法律(平成十

(道路運送高度化実施計画等の変更の認定)  
 第五条 第一条から第四条までの規定は、法第十四条第六項に規定する道路運送高度化実施計画の変更、法第二十二条第六項に規定する乗継円滑化実施計画の変更及び法第三十条第六項に規定する新地域旅客運送事業計画の変更に係る認定の申請があつた場合について準用する。  
 附則 この命令は、法の施行の日(平成十九年十月一日)から施行する。

○総務省令第二百十三号  
 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百一号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成十九年九月二十六日  
 公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令

(公職選挙郵便規則の一部改正)  
 第一条 公職選挙郵便規則(昭和二十五年郵政省令第四号)の一部を次のように改正する。  
 本則中(第二条及び第八条を除く)「公社」を「会社」、「郵便局」を「会社の営業所」に改める。  
 第二条 公職選挙郵便規則(昭和二十五年郵政省令第四号)の一部を次のように改正する。  
 本則中(第二条及び第八条を除く)「公社」を「会社」、「郵便局」を「会社の営業所」に改める。  
 第二条第一項中「及び郵便局」を「及び郵便事業株式会社(以下「会社」という。)の営業所」に、「日本郵政公社(以下「公社」という。)」を「会社」に、「郵便局」を「会社の営業所」に改め、同条第二項及び第三項中「郵便局名」を「会社の営業所の名称」に改める。  
 第八条中「取り扱う郵便局」を「取り扱う会社の営業所」に、「公社」を「会社」に改め、指定したの下に「会社の営業所若しくは」を加える。  
 (収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令の一部改正)  
 第二条 収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令(平成十五年総務省令第六十九号)の一部を次のように改正する。  
 本則中(第一條第一項を除く)「公社總裁」を「会社の代表者」に改める。  
 第一条第一項中「日本郵政公社總裁」を「郵便事業株式会社の代表者」に、「以下「公社總裁」を「以下「会社の代表者」に改める。  
 第五条 第五条第一項中「第五条第一項」を「第四条第二項」に、「公社から」を「余社から」、「郵政窓口業務の委託等に関する法律第八条」に、「委託事務」を「再委託業務」に改める。  
 (登記印紙の売りさばきに関する省令の一部改正)  
 第五条 登記印紙の売りさばきに関する省令(平成十五年総務省令第七十一号)の一部を次のように改正する。  
 本則中(第一條第一項を除く)「公社總裁」を「会社の代表者」に改める。  
 第一条第一項中「日本郵政公社總裁」を「郵便事業株式会社の代表者」に、「以下「公社總裁」を「以下「会社の代表者」に改める。  
 第五条 第五条第一項中「第五条第一項」を「第四条第二項」に、「公社から」を「余社から」、「郵政窓口業務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百三十二号)第三条第一項」を「郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百三十二号)第五条第一項」に改め、「第十二条」の下に「第二項」を加える。  
 第七条 第三項中「郵便局」を「会社の営業所又は郵便局(郵便局株式会社法(平成十七年法律第二百三十二号)第二条第二項に規定する郵便局をいい。)」「郵政窓口業務の委託に関する法律第七条」を郵便窓口業務の委託等に関する法律第八条に、「委託事務」を「再委託業務」に改める。  
 (郵便法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)  
 第六条 郵便法施行規則の一部を改正する省令(平成十九年総務省令第二十二号)の一部を次のように改正する。  
 附則第一条に次のとおり改正する。  
 附則第三条の規定は、公布の日から施行する。  
 ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。  
 下「新郵便法施行規則」という。」を加える。  
 附則第三条中「第十八条」を「新郵便法施行規則別記様式」に改める。

第六条 郵便法施行規則の一部を改正する省令(平成十九年総務省令第二十二号)の一部を次のように改正する。  
 附則第三条の次に次の二条を加える。  
 第四条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十四条の規定による改正前の郵便法第七十五条の二第四項に規定する収支の公表は、従前の例により、会社が行う。  
 前項の公表については、この省令による改正前の郵便法施行規則(以下この項において「旧規則」という。)第十九条並びに廃止前の日本郵政公社法施行規則(平成十五年総務省令第四号。以下この項において「旧公社法施行規則」という。)第四十一条各号別記以外の部分及び同条第四号並びに第四十四条は、なほその効力を有する。この場合において、旧規則第十九条中「法第七十五条の二」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律等の整備に関する法律(平成十